

志教生学第 63 号
令和4年 6月10日

放課後志木っ子タイム
放課後子ども教室利用保護者の皆様

志木市教育委員会生涯学習課

放課後子ども教室に係る長期休暇中(夏休み)の利用について (お願い)

日頃より、放課後子ども教室における新型コロナウイルス感染症対策にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在、県内の新規感染者数は緩やかに減少傾向にはあるものの、依然として収束は見通せない状況であり、放課後子ども教室の利用については、引き続き自粛の協力をお願いしております。

特に、これから迎える長期休暇中の利用については、感染リスクも高くなることから、長い時間での利用は避けていただきたく、別紙のとおりご協力をお願いいたします。

お子様の健康と安全を最優先に守るため、保護者の皆様にはご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

放課後志木っ子タイム (放課後子ども教室)
担当:教育委員会生涯学習課スポーツ振興グループ
電話048-473-1111
内線3134

放課後子ども教室に係る夏休みの 短時間利用について（協力のお願い）

- ◆ 放課後子ども教室は、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常開所を行っておりません。
- ◆ 短時間での利用について協力をお願いをする期間
夏休みの期間（令和4年7月22日（金）～8月26日（金））
- ◆ 長期休業中（夏休み）の利用の際は、一日の中でも短い時間での利用のご協力をお願いいたします。
特に昼食時間は、ソーシャルディスタンスを保ちながら喫食するスペースが限られておりますのでなるべく利用は、ご遠慮ください。
（例：午前のみ、午後のみ、午前10時～午後3時の利用等）

記入例

放課後志木っ子タイム参加申込書（7月）

曜日	月	火	水	木	金
日付		19日	20日	21日	22日
○/時間		○		○	
日付	25日	26日	27日	28日	29日
○/時間	8:00～12:00	10:00～15:00		13:00～17:00	

記入方法の詳細	平日：参加する日に○印を記入 夏休み：利用する時間を記入してください（午前8時～午後5時までの間の短時間）
---------	--

【例外の受け入れ該当者】

- ・保護者が就労しており、児童が一人で過ごすことが出来ない場合
- ・やむを得ない事情がある場合

また、上記の該当者の中でも以下の様なご家庭は、感染拡大防止のため、家庭で過ごしていただくように、協力をお願いします。

【継続協力内容】

- ・4年生以上の児童（特別な理由がない限りご遠慮いただいております。）
- ・高学年（4年・5年・6年）に兄弟・姉妹の居る児童
- ・保護者のテレワーク勤務も含め、在宅の場合 等

なお、やむを得ない事情等でご利用の場合は、各教室の担当者にご相談下さい。

- ◆ 該当者は、引き続き1か月分の予定を前月の20日（土日・祝日の場合は直近の後の平日）までに提出をお願いいたします。

【ご注意】

- ・提出後、参加を取りやめることになった場合は、前日までに必ずご連絡ください。
- ・毎朝、検温していただき、発熱や風邪症状がある場合は、参加を控えてください。

❀大変ご不便をおかけいたしますが、放課後子ども教室で実施しております感染症対策には、引き続きご協力をお願いいたします。❀